

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

▼健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.82)	— (19.82)	2.4 (25.0)	— (350.0)

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が無いことから「—」で表しています。
将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債が無いことから「—」で表しています。
() 内は早期健全化基準です。

▼資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業会計	— (20.0)

備考 「—」は、資金不足額がないことを表しています。